

事務連絡
令和7年3月8日

地区薬剤師会 御中

公益社団法人東京都薬剤師会

写しのとおり、日本薬剤師会より通知がありましたので、貴会会員へのご周知をよろしくお願ひいたします。

(写)

日薬情発第195号
令和7年3月4日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 渡邊 大記
副会長 川上 純一

「薬局における疾患別対応マニュアル～患者支援のさらなる充実に向けて～」及び
「薬剤使用期間中の患者フォローアップ～適正な薬物治療共同管理計画に向けた
フォローを実施するために～」の公表について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療計画における5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）に関して、令和5年度厚生労働省委託事業「薬局における疾患別対人業務ガイドライン作成のための調査業務」により、「薬局における疾患別対応マニュアル～患者支援のさらなる充実に向けて～」が作成・公表されました。

本会が令和4年度「薬剤師の資質向上等に資する研修事業」で作成した「5疾病に関する研修用動画」（令和5年5月30日付 日薬情発第30号）とあわせてご活用くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、本マニュアルに関連して、厚生労働科学研究費補助金「薬剤師の職能のための薬学的知見に基づく継続的な指導等の方策についての調査研究」（令和2～4年度）（研究代表者：東京薬科大学薬学部益山光一教授）において、本会作成の手引きを基に、研究班版の手引きが新たに作成され、「薬剤使用期間中の患者フォローアップ～適正な薬物治療共同管理計画に向けたフォローを実施するために～」として公表されました。

本手引きではフォローアップ業務の考え方方に加え、患者フォローアップの具体的な事例や疾病毎の新たな対応方法等が明示されておりますので、現場におけるフォローアップ業務の参考としてご活用ください。

なお、当会にて公表しております、「薬剤使用期間中の患者フォローアップの手引き（第1.2版）」に代わり、今後は、今回厚労省より公表された手引きをご活用いただくよう、お願ひいたします。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

○厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医薬品・医療機器 > 薬局における疾患別対応マニュアル～患者支援の更なる充実に向けて～
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/5shippeiguideeline.html_

事務連絡
令和7年2月20日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

「「薬局における疾患別対応マニュアル～患者支援の更なる充実に向けて～」及び「薬剤使用期間中の患者フォローアップ～適正な薬物治療共同管理計画に向けたフォローを実施するために～」の公表について」について

標記について、各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）薬務主管部（局）長宛て連絡しましたので、その内容について御了知いただくとともに、患者フォローアップの取組に当たり、本マニュアル及び手引きを活用いただきますようお願いいたします。

医薬総発 0220 第 1 号
令和 7 年 2 月 20 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局総務課長
(公印省略)

「薬局における疾患別対応マニュアル～患者支援の更なる充実に向けて～」及び「薬剤使用期間中の患者フォローアップ～適正な薬物治療共同管理計画に向けたフォローを実施するために～」の公表について

平素から薬事行政の推進につきまして、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医薬分業の進展、調剤機器の充実や医療環境等の社会的な変化が著しい中で、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～」(令和4年7月11日)において、薬局薬剤師の対人業務の充実のため、医療計画における5疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)に関して、疾患ごとに求められる薬剤師の対応について、標準的な手引きの作成を進めると示されたところです。

今般、令和5年度厚生労働省委託事業「薬局における疾患別対人業務ガイドライン作成のための調査業務」により、薬局における対人業務の充実に向けた参考となるよう、「薬局における疾患別対応マニュアル～患者支援の更なる充実に向けて～」を作成し、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/5shippeiguideline.html>)に掲載いたしました。

また、本マニュアルに関連して、厚生労働科学研究費補助金「薬剤師の職能のための薬学的知見に基づく継続的な指導等の方策についての調査研究」(令和2～4年度)(研究代表者：東京薬科大学 薬学部 教授 益山光一)において、調剤後のフォローアップ事例の収集、フォローアップによる効果検証、日本薬剤師会が作成し公表した「薬剤使用期間中の患者フォローアップの手引き」(第1.2版：日本薬剤師会)の改訂(研究班版の作成)等が行われています。

薬局薬剤師による調剤後のフォローアップの実施に当たり、本手引きを参考することが提示されており、本マニュアルに加え、改訂後の当該手引きも参照できるよう、併せて厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/5shippeiguideline.html>）に掲載いたしました。

貴職におかれでは、内容について十分に御了知の上、関係部局、管内市町村（特別区を含む。）を始め、貴管内の薬局、医療機関等の関係団体等に対し、患者フォローアップの取組に当たり、本マニュアル及び手引きを活用いただきますよう、周知方、お願ひいたします。